

閱 覧 図 書

畝傍山国有林外境界線刈払業務及び森林景観・植生回復事業

内 訳

- 1 入札者注意書
- 2 請負契約書（案）
 - （1） 暴力団排除に関する特約条項（別紙1）
 - （2） 事業内訳書
 - （3） 仕様書（別紙2）
 - （4） 位置図
- 3 契約情報の公表様式

奈良森林管理事務所

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

請負契約書（案）

1. 事業名 畝傍山国有林外境界線刈払業務
及び森林景観・植生回復事業
2. 事業場所 別紙位置図のとおり
3. 事業量 別紙事業内訳書のとおり
4. 事業期間 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）から
令和 8年 9月30日
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
5. 請負金額 ￥. ー
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額￥. ー）
- 〔注〕 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
6. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 1回	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7. 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木等の持ち出しは禁止する。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (4) 仕様書は、別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年6月4日付けで交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 奈良市赤膚町1143-20
分任支出負担行為担当官
(氏名) 近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

請負者 (住所)
(氏名)

(別紙1)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	記番	国有林	林小班	数量	単位	備考
郡山	林内整備 (立竹伐採及び整理)	自：令和 年 月 日 (契約締結日の翌日) 至：令和8年9月30日	①	香久山	29 い1	0.174	ha	
			②		29 い1	0.087	ha	
			③		29 い1	0.029	ha	
			④		29 い2	0.020	ha	
			⑤	畝傍山	30 る1	0.050	ha	
			⑥		30 う外	0.110	ha	
			計					0.470
	刈払	自：令和 年 月 日 (契約締結日の翌日) 至：令和8年9月30日	⑦	耳成山	28 い外	1.410	km	境界点1号～102号
			⑧		28 い	0.456	km	境界点1号～6号～1号 飛び地イ
			⑨		28 い	0.148	km	境界点1号～8号～1号 飛び地ロ
			⑩	香久山	29 い1外	0.373	km	境界点9号～33号
			⑪		29 い1	0.068	km	境界点119号～124号
			⑫		29 い1	0.049	km	境界点95号～102号
			⑬		29 い1	0.053	km	境界点83号～92号
			⑭		29 い1外	0.071	km	境界点65号～72号
			⑮		29 い2	0.064	km	境界点い1号～い7号～い11号
			⑯		畝傍山	30 い外	0.740	km
			⑰	30 る1		0.217	km	境界点263号～294号
			⑱	30 る1外		2.830	km	境界点3号～256号
			⑲	30 は		0.155	km	境界点504号～516号
			⑳	30 は		0.119	km	境界点481号～498号
			㉑	大亀谷	30 ろ	0.205	km	境界点456号～475号
			㉒		30 ね	0.087	km	境界点4号～13号
			㉓		31 い外	1.295	km	境界点24イ号～45イ号～3号
			㉔		31 と外	0.085	km	境界点15-5号～17号
			㉕	大亀谷	31 に外	0.778	km	境界点20号～4号
			㉖		31 ほ外	0.720	km	境界点6号～22号～6-5号
計					9.923	km		
林内整備（立竹伐採及び整理） 計					0.470	ha		
刈払 計					9.923	km		

仕様書

1. 共通事項

- (1) 本事業実施に当たっては、すべて誠意を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。
- (2) 本事業は、本仕様書、図面及び、造林事業請負標準仕様書に基づき行うことを基本とし、疑義あるときは、監督職員の判定・指示によるものとする。
- (3) 事業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い、違反しないこと。
- (4) 事業地の火災防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。
- (5) 公道等を通行する際は、路体等を損傷させないこと。また、歩行者や一般車両の通行を妨げることはないよう、安全運転に徹すること。事故や損傷を及ぼした場合は、請負者の責任において賠償等の対応をすること。
- (6) 作業車両等の駐車場所については、事前に監督職員と調整すること。
- (7) 本作業について、作業地周辺の住民に作業内容等を事前説明する必要があるときは、監督職員に報告の上、誠意を持って対応すること。
- (8) 大亀谷国有林、耳成山国有林、香久山国有林及び畝傍山国有林での作業時間は平日8時30分から17時00分までとする。指定時間外、土曜日、日曜日及び祝日の作業は周辺住民への配慮の観点から禁止とする。
- (9) 林内への入込者が多いため、現地及び作業状況に応じて誘導員等を配置し、歩行者や一般車両の安全確保を万全にすること。
- (10) 全ての作業について、法令協議が必要なものは、手続きが完了した後に作業着手すること。
- (11) 作業箇所は、風致保安林、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存区域及び都市計画法に基づく風致地区に指定されているため、景観に配慮した作業に努めること。
- (12) 民有地との境界沿いで作業する箇所については、事前に境界を確認すること。境界が不明な場合は、監督職員に確認すること。
- (13) 本事業終了に際しては監督職員の指示に従い、作業現場の片付けを行うこと。
- (14) 請負者は、請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。
- (15) その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

2. 林内整備（立竹除伐）

- (1) 伐倒対象竹については、白テープにて表示している。
なお、畝傍山国有林（記番⑥）については、除伐対象区域をピンクテープにより表示しているため、区域内に発生している竹（ひこばえ等を含む）を全て除伐すること。
- (2) 除伐方向は安全な方向とし、下流部への除伐竹の流出防止、除伐竹による上流部からの流出土砂等のせき止めに起因する下流部への被害発生の防止のため沢等への除伐は避けること。やむを得ず、沢等へ伐倒する場合は、必ず除伐竹（枝条を含む）を沢等から取り除くこと。
- (3) 除伐に当たり、かかり木が発生した場合は、必ずチルホール等の器具を使用のうえ、適切に外すとともに、残存木の保護に万全を期すこと。
- (4) 国有林と民有地との境界付近及び歩道付近の対象竹は、必要に応じてチルホール等の器具を用いて全て国有林内へ存置すること。

3. 境界線刈払

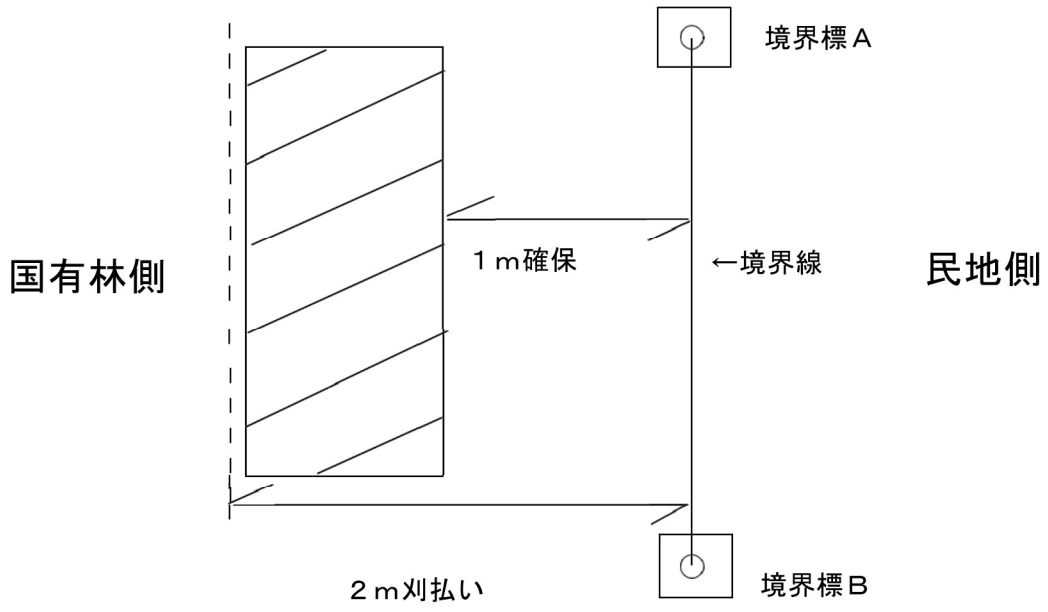
- (1) 境界線（境界標の中心点を結んだ線）の刈払い箇所は、契約した図面（5千分の1）に図示又は、現地において指示した箇所とする。
- (2) 刈払いに当たっては、境界標の保全に努めること。
- (3) 刈払いに当たっては、国有林の境界線を確認の上、境界線から国有林側に幅2mの刈払（雑草、かん木等根元径5cmまで）を行う。（平面図・横断図参照）
- (4) 刈払いの高さは、地際とすること。
- (5) 地形の制約等により、刈払いが困難な場合は、監督職員の指示を受けること。
- (6) 雑草・かん木の処理は、造林木の成長や民有地側に支障とならないように行うこと。また、傾斜地に処理する場合は転落防止等の措置を講ずること。
- (7) 民家等に接する傾斜木及び枯損木に当たっては、監督職員の指示を受けること。
- (8) 刈払い箇所周辺の状況を考慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。
- (9) 作業の具体的な日程については、監督職員の指示に従うこと。

4. アフリカ豚熱（ASF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止する可能性がある。

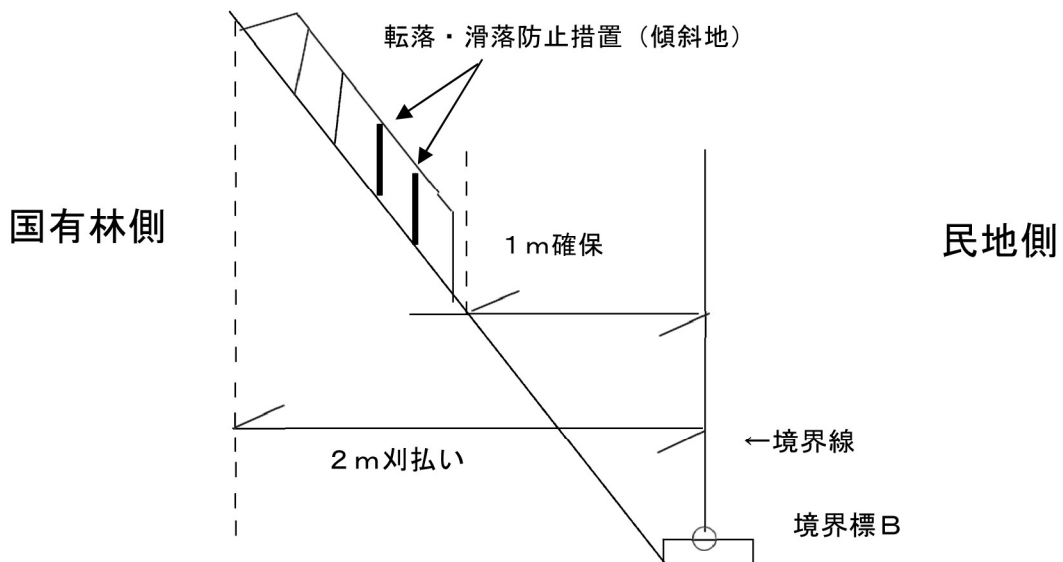
平面図（模式図）

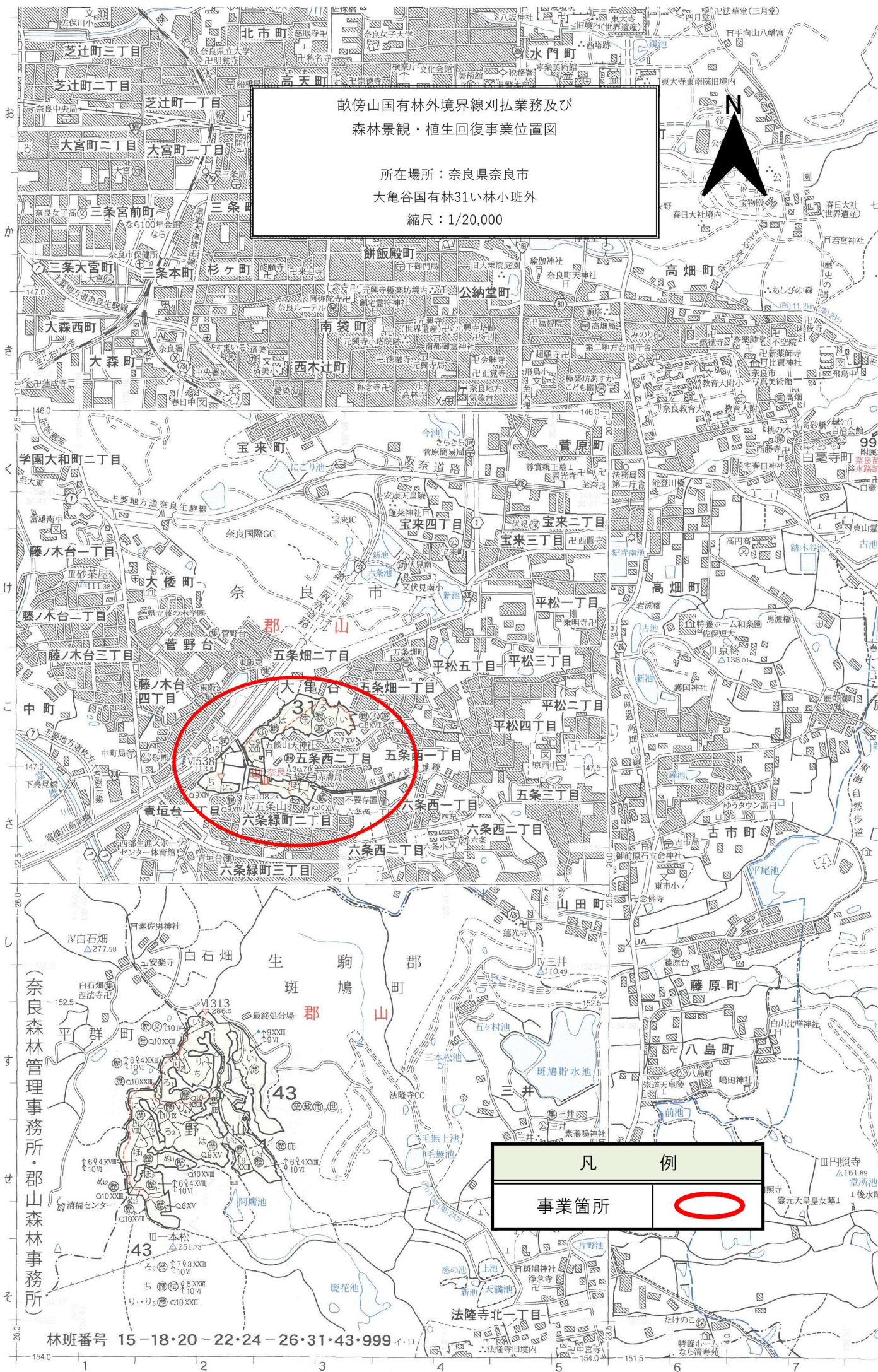
雑草・かん木の集積区域



横断図（模式図）

雑草・かん木の集積区域





畝傍山国有林外境界線外払業務及び
 森林景観・植生回復事業位置図
 所在場所：奈良県奈良市
 大亀谷国有林31い林小班外
 縮尺：1/20,000

(奈良森林管理事務所・郡山森林事務所)

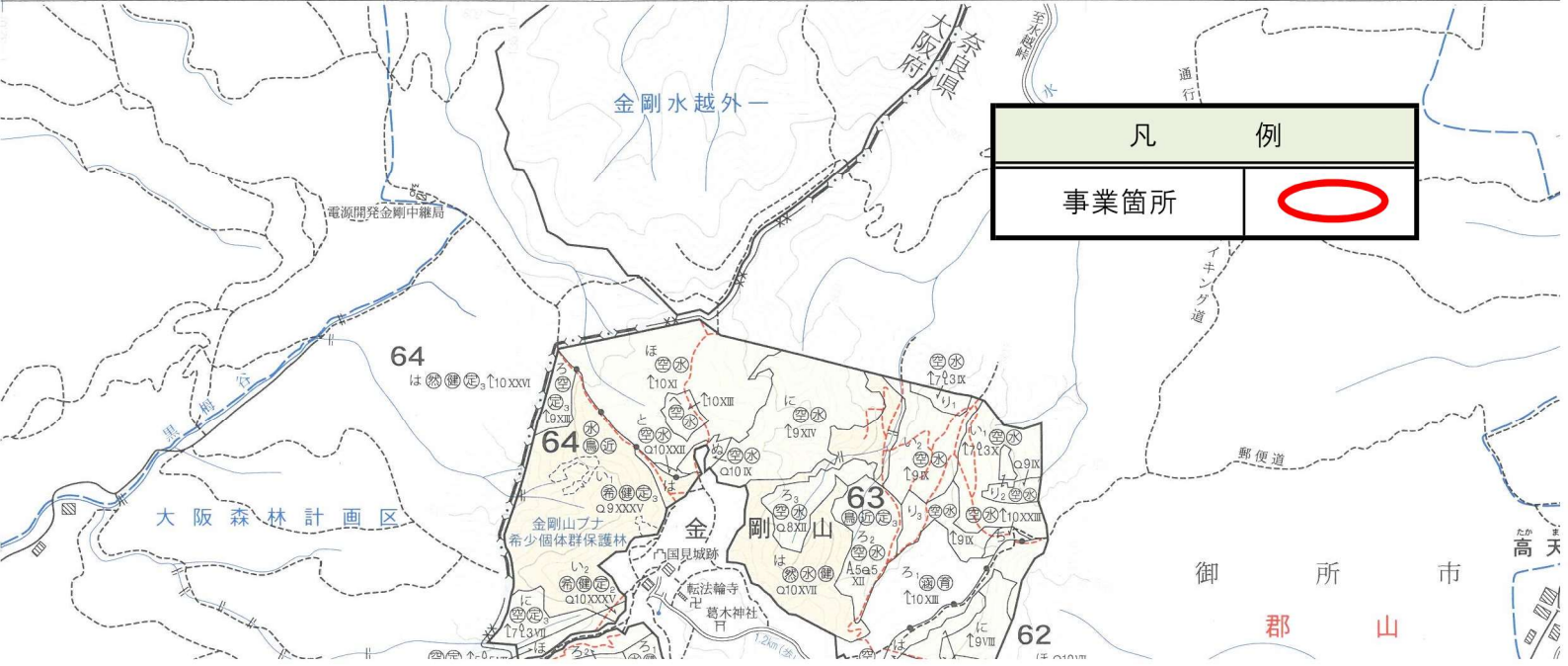
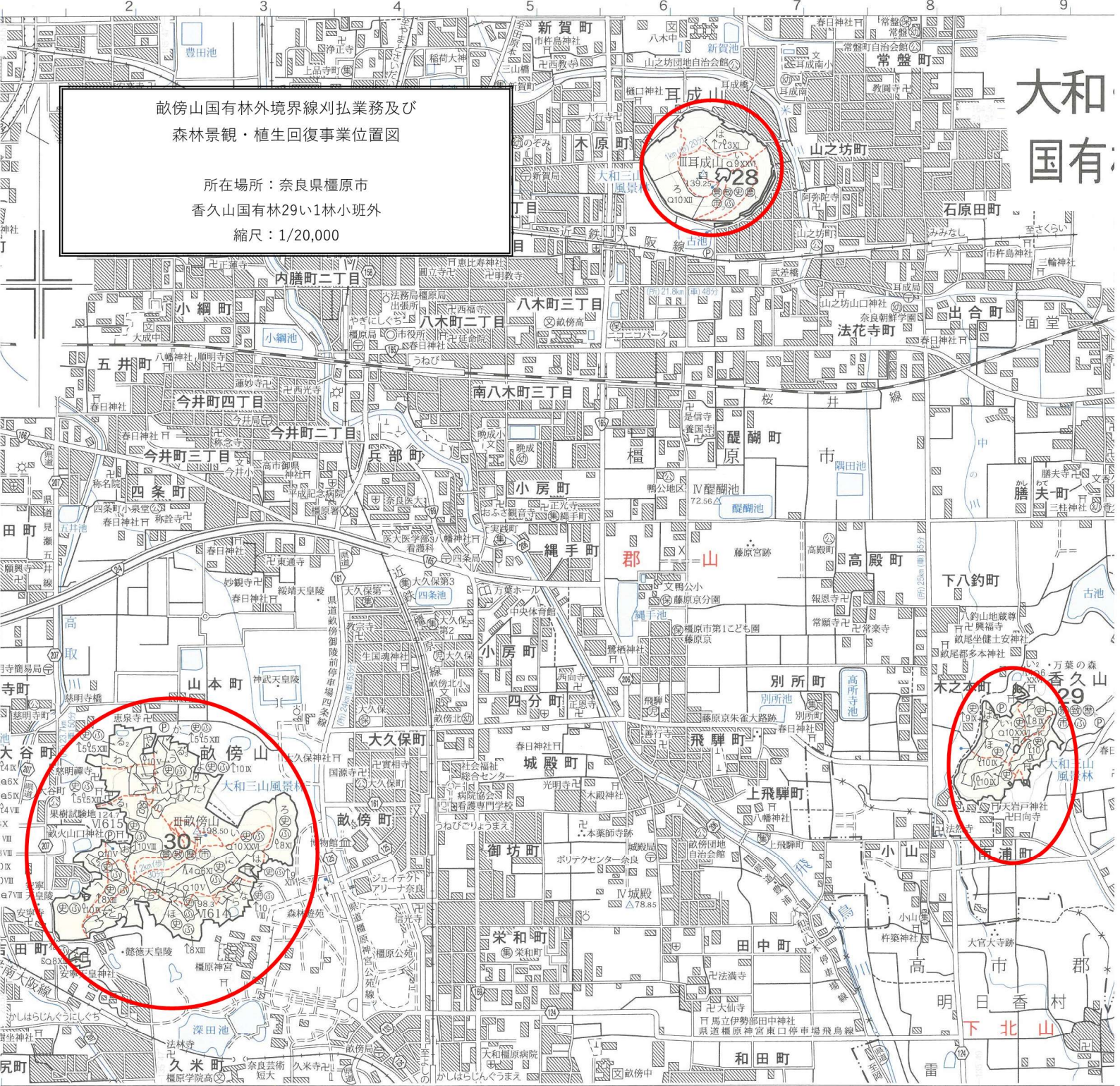
林班番号 15-18-20-22-24-26-31-43-999 イ・ロ

凡 例	
事業箇所	

大和 国有

敵傍山国有林外境界線刈払業務及び
 森林景観・植生回復事業位置図

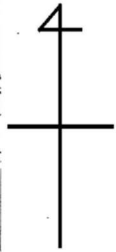
 所在場所：奈良県橿原市
 香久山国有林29い1林小班外
 縮尺：1/20,000



凡例	
事業箇所	

畝傍山国有林外境界線刈払業務及び
森林景観・植生回復事業位置図

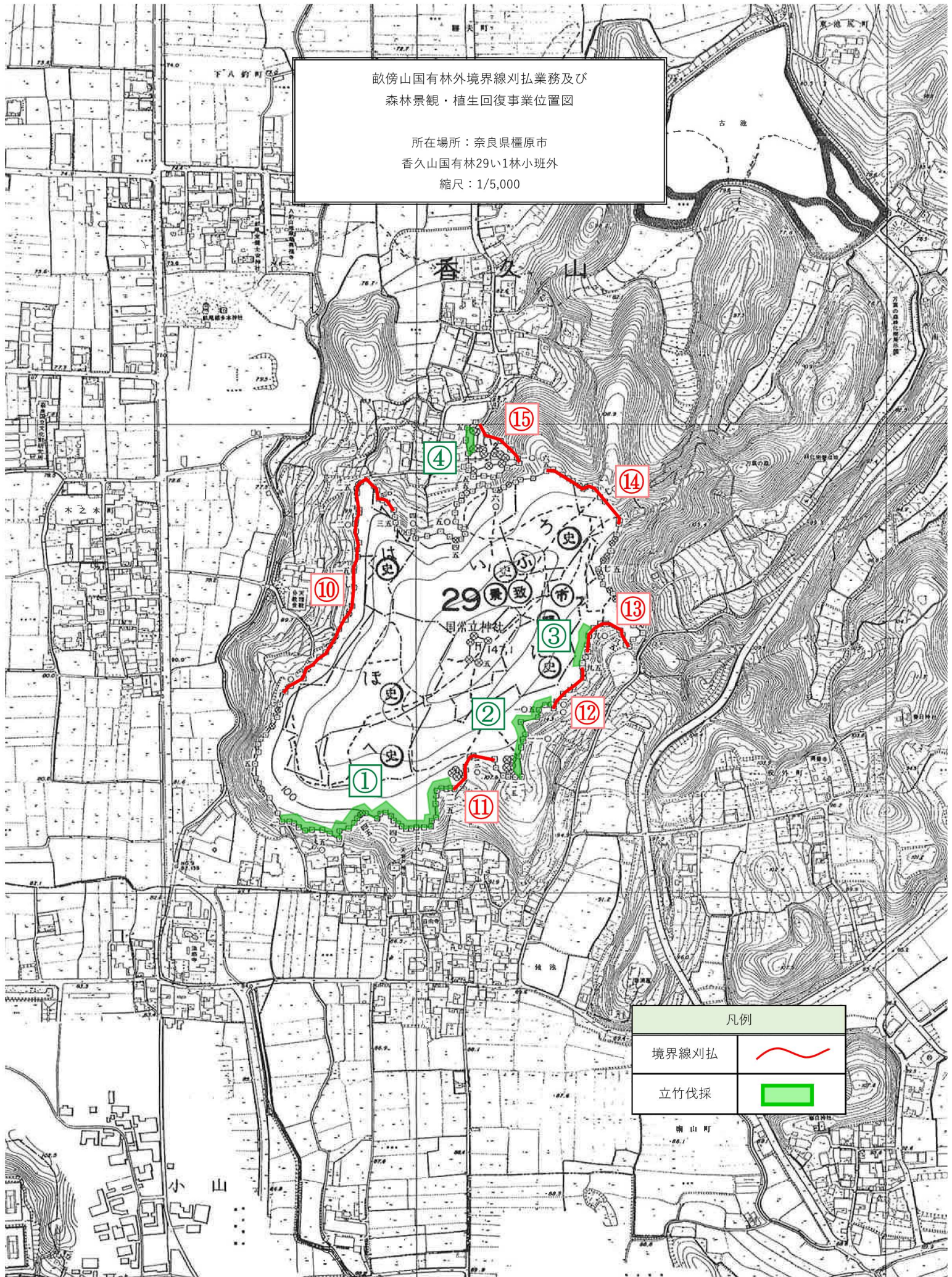
所在場所：奈良県橿原市
耳成山国有林28い林小班外
縮尺：1/5,000



凡例	
境界線刈払	

畝傍山国有林外境界線刈払業務及び
森林景観・植生回復事業位置図

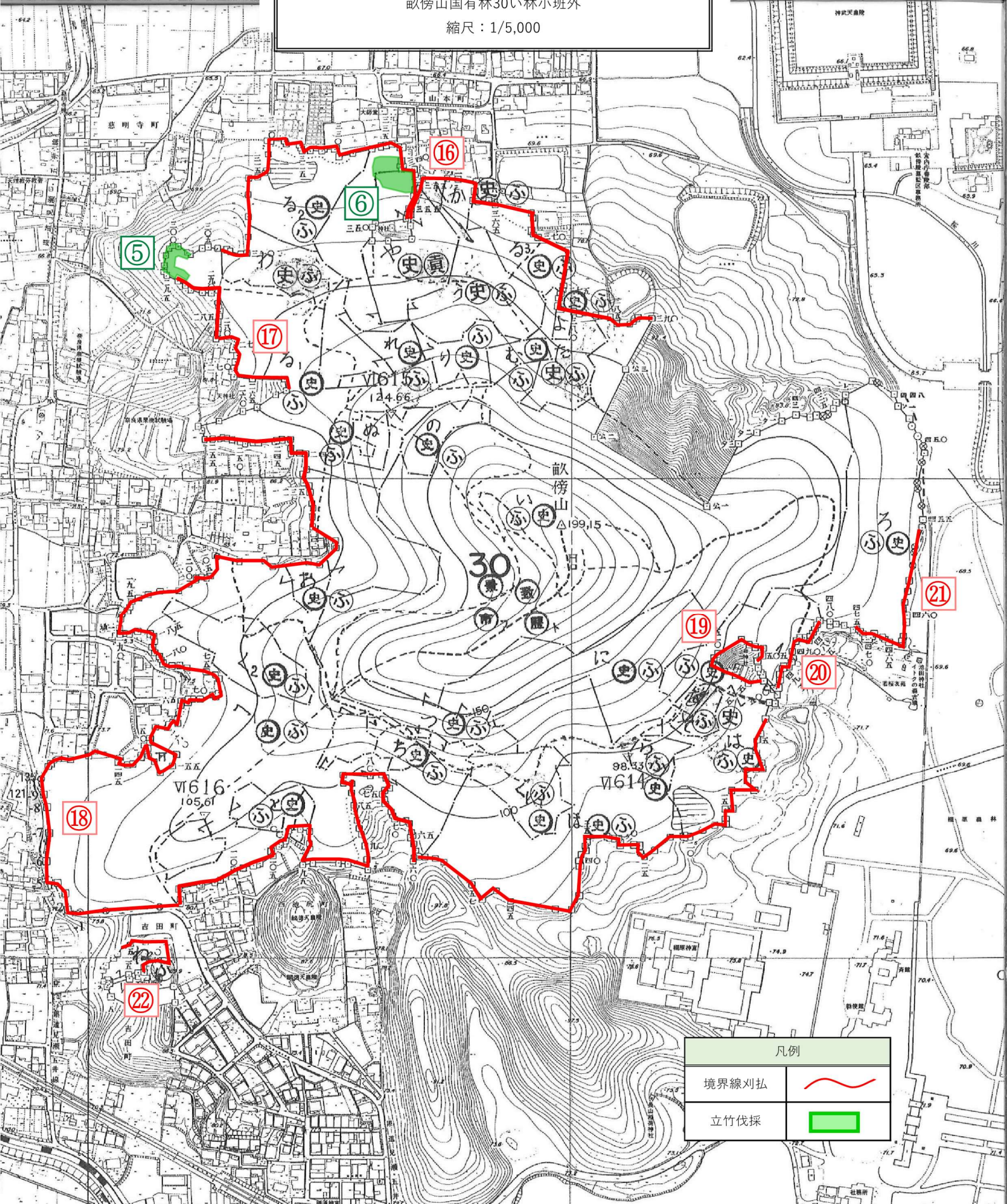
所在場所：奈良県橿原市
香久山国有林29い1林小班外
縮尺：1/5,000



凡例	
境界線刈払	
立竹伐採	

畝傍山国有林外境界線刈払業務及び
森林景観・植生回復事業位置図

所在場所：奈良県橿原市
畝傍山国有林30い林小班外
縮尺：1/5,000



凡例	
境界線刈払	
立竹伐採	

(別紙) 契約情報の公表様式

令和8年度 境界線刈払業務及び森林景観・植生回復事業の契約条件等

作業種	記番	国有林	林小班	数量	単位	作業期間	林分条件	作業条件				備考
								作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	
林内整備 (立竹伐採 及び整理)	1	香久山	29い1	0.174	ha	令和年月日 (契約締結日の翌日) ~ 令和8年9月30日	難:30% 中:70% 易:100% 中:100% 易:100%	機械(人力併用)	7.8	44	檀原市役所	
	2		29い1	0.087	ha					檀原市役所		
	3		29い1	0.029	ha					檀原市役所		
	4		29い2	0.020	ha					檀原市役所		
	5	畝傍山	30る1	0.050	ha				4.6	30	檀原市役所	
	6		30う外	0.110	ha				22	檀原市役所		
			合計	0.470	ha							
境界線 刈 払	7	耳成山	28い、ろ、は	1.410	km	令和年月日 (契約締結日の翌日) ~ 令和8年9月30日	易:100%	機械(人力併用)	5.4	40	檀原市役所	境界点24イ号~45イ号~3号
	8		28い	0.456	km						檀原市役所	境界点15-5号~17号
	9		28い	0.148	km						檀原市役所	境界点20号~4号
	10	香久山	29い1、は	0.373	km		中:100%		7.8	35	檀原市役所	境界点9号~33号
	11		29い1	0.068	km						檀原市役所	境界点119号~124号
	12		29い1	0.049	km						檀原市役所	境界点95号~102号
	13		29い1	0.053	km						檀原市役所	境界点83号~92号
	14		29い1、ろ	0.071	km						檀原市役所	境界点65号~72号
	15		29い2	0.064	km						檀原市役所	境界点い1号~い7号~い11号
	16		畝傍山	30い外	0.740						km	中:100%
	17	30る1		0.217	km		檀原市役所		境界点263号~294号			
	18	30る1外		2.830	km		檀原市役所		境界点3号~256号			
	19	30は		0.155	km		檀原市役所		境界点504号~516号			
	20	30は		0.119	km		檀原市役所		境界点481号~498号			
21	30ろ	0.205		km	檀原市役所	境界点456号~475号						
22	30ね	0.087	km	檀原市役所	境界点4号~13号							
23	大亀谷	31い、ろ、は	1.295	km	易:100%	11.2	50	奈良市役所	境界点24イ号~45イ号~3号			
24		31と不要存置	0.085	km				奈良市役所	境界点15-5号~17号			
25		31に、ち	0.778	km				奈良市役所	境界点20号~4号			
26		31ほ、へ	0.720	km				奈良市役所	境界点6号~22号~6-5号			
			合計	9.923	km							